

各 位



2025 年 5 月 22 日

会社名：スターティアホールディングス株式会社

代表者名：代表取締役社長 本郷 秀之

(コード番号 3393 東証プライム)

問合せ先：取締役 兼 執行役員 CFO 兼 コーポレート本部長 植松 崇夫

(TEL：03-5339-2109)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月20日開催予定の当社第30回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第13条及び第21条の招集権者及び議長に関する規定を変更するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 効力発生日

2025年6月20日（当社第30回定時株主総会開催予定日）

以上

(別紙)
定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 <条文省略> (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> 第5条 <条文省略> 第2章 株 式 第6条～第10条 <条文省略> 第3章 株主総会 第11条～第12条 <条文省略> (招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u> 2 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u>	第1章 総 則 第1条～第3条 <現行どおり> (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <削除> 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u> 第5条 <現行どおり> 第2章 株 式 第6条～第10条 <現行どおり> 第3章 株主総会 第11条～第12条 <現行どおり> (招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。当該取締役に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、株主総会の議長となる。</u> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
第14条～第16条 <条文省略> 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、10名以内とする。 <新設> (取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 <条文省略> 3 <条文省略> (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <新設> 2 <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	第14条～第16条 <現行どおり> 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (取締役の選任) 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <現行どおり> 3 <現行どおり> (取締役の任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
＜新設＞ (代表取締役及び役付取締役) 第20条 ＜条文省略＞ (取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 ＜新設＞	<u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第20条 ＜現行どおり＞ (取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。当該取締役に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、取締役会の議長となる。</u> (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第23条～第24条 <条文省略> (取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。 (取締役の責任免除) 第26条 <条文省略> <u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役の員数)</u> 第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。 <u>(監査役の選任)</u> 第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	第24条～第25条 <現行どおり> (取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</u> (取締役の責任免除) 第27条 <現行どおり> <削除> <削除> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(補欠監査役の選任)</u> <u>第29条 当会社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会の決議によって監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</u> <u>2 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> <u>3 第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u> <u>(監査役の任期)</u> <u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(常勤の監査役)</u> <u>第31条 監査役会はその決議により常勤の監査役を選定する。</u>	<削除> <削除> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役的全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>(監査役会規程)</u> <u>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> <u>(監査役の報酬等)</u> <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u>	<削除> <削除> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第35条 当会社は、取締役会の決議によつて、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、会社法第427条第1項の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれが高い額とする。</u> ＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞	＜削除＞ 第5章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第28条 監査等委員会はその決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<新設> 第6章 会計監査人 第36条～第37条 <条文省略> (会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第7章 計算 第39条～第42条 <条文省略> <新設> <新設> 以上	(監査等委員会規程) 第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> 第6章 会計監査人 第31条～第32条 <現行どおり> (会計監査人の報酬等) 第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第7章 計算 第34条～第37条 <現行どおり> (附 則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 <u>当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の第30回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 以上